

■学校経営のポイント

体罰に頼らない教師の指導力

小島 宏

体罰をめぐる様々なことが話題になっていたが、ついに、文部科学省は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（通知、平成25年3月13日）を出した。

これを機会に、改めて体罰の不当性を再確認し、体罰に頼らない教育が進められる学校体制の整備と教師の指導力向上に努めたい。

体罰否定の根拠

体罰はなぜ行ってはならないのか。例えば次のようにその根拠を明確にして、徹底する必要がある。

- 学校教育法第11条で禁止されている。
- 体罰がトラウマになることがある。
- 体罰が不測の事態の要因になることがある。
- 体罰が暴力肯定を刷り込むことになる。
- 子どもの反発を招き教育の効果が期待できない。
- 子どもや保護者との信頼関係を損なう。

体罰となる教師の行為

通知の参考例によると、次のような行為が体罰として示されている。ただし、個別の事案については、通知に示した諸条件を総合的に考え、個々に判断することを求めている。

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・頬を平手で殴る
 - ・ペンを投げて当てる 等々
 - 肉体的苦痛を与えるもの
 - ・トイレに行かせない
 - ・教室後方で正座をさせ授業を受けさせる 等々
- なお、部活動は校長が活動状況を把握し体罰に頼らない指導が行われるよう監督する必要がある。

正当とみなされる教師の行為

次のような行為は、通常、正当防衛や正当な行為として認められる。しかし、児童生徒を一時的に停

止あるいは冷静にさせる行為としての認識が重要で無制限ではないことに留意する必要がある。

- 児童生徒から教師等に対する暴力行為に対して、防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使

懲戒と認められる教師の行為

なお、次のような行為は、懲戒と認められるとの見解である。ただし、肉体的な苦痛を伴わないものに限ることに留意する必要がある。

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席に着かせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さず見学させる。

教職員への周知徹底

校長はリーダーシップを発揮し、教職員に対して指導・助言を行い、体罰を禁止し、教師の指導力を向上させるとともに、児童生徒理解に基づいた指導ができるようにする必要がある。

第一に、校長が年度や学期の節目に、全教職員を対象に文書（文部科学省や県教育委員会の通知・資料など）を示して体罰についての指導をする。

第二に、体罰に関する事案の報道などを例にして、体罰の禁止や指導力向上について適時に校長講話や研修を実施する。

第三に、教職員の言動を観察し、必要な教職員に対して個別に牽制し、指導を徹底し、未然に防止するように努める。

（こじま・ひろし＝一般財団法人教育調査研究所研究部長）

- 学校現場で日常に起こりうる事例をもとに、学校として求められる対応と判断を法律に基づき解説！

『事例で学ぶ“学校の法律問題”』

【編】坂田仰／黒川雅子 A5判・200頁／定価2,100円